

児童小遊園地

- ・補助率：**1/2**（**30万円**が限度）
（一つの地区に対してなので、遊具一つに対してではない）
- ・3社見積もりで一番低い金額を基準額とする
- ・撤去のみの費用は補助対象外（入れ替え可）
- ・過去**5年間**に申請した区は申請できない
- ・都市公園にある遊具新設には適用できない（都市計画課の管轄であるため）

☆予算要求をするため補助金は次年度☆

- ・4～9月に予算申請・・・次年度当初予算
- ・10～3月に予算申請・・・次年度6月補正

申請のために区から提出してもらうもの

～予算申請～

- 予算要求用の見積書1枚

～補助金申請～

- 補助金交付申請書(様式第1号(第5条関係))
- 経費の配分調書
- 事業計画及び収支予算書
- 配置図
- 3社からの見積もり

地区

市役所

補助金交付申請書

受理

↓
審査

受領

↓
交付決定通知書

↓
事業完了

実績報告書

受理

添付：工事写真、請求書

↓
現場確認

受領

↓
確定通知書

交付請求書

受理

添付：通帳の写し

↓
口座振り込み